

2 階段（政令第12条、条例第15条関係）

政 令	条 例
第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	
一 踊場を除き、手すりを設けること。	
二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	
四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	
五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	第十五条 令第十二条の規定によるものとする階段は、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。
六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト（条例付加分含）

施設等	チェック項目	
階段 (政令第12条) (条例第15条)	①手すりを設けているか（踊場を除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分）	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	

[解説]

建築物内に整備する階段についての規定である。一般基準であるため、次の用途に応じて、対象となる階段は全て規定が適用される。

建築物の用途	基準適合の対象となる階段
特別特定建築物	不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段
条例第 11 条で追加する特定建築物	多数の者が利用する階段

○階段と段（用語の使い分け）

バリアフリー法においては、建築物内に設けられる段を「階段」、敷地内の通路に設ける段を「段」としている。

チェックリスト①（政令第 12 条第 1 項第 1 号）

○手すりは、歩行困難者、高齢者、視覚障がい者等に対する歩行補助のため設けるものである。障がい者が身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、左右両側に設けることが望ましい。

チェックリスト②（政令第 12 条第 1 項第 2 号）

○階段の踏面の仕上げ材料についての規定であり、歩行者が昇降中に足を滑らせないように材料で仕上げを求めている。
(床の滑りに関し、建築設計標準に評価指標等が示されている。建築設計標準 P2-301～P2-302 参照。)

チェックリスト③（政令第 12 条第 1 項第 3 号）

○「段を容易に識別できるもの」とは、踏面端部（段鼻）とその周囲との明度、色相又は彩度の差を大きくする措置をいう。
○これは、視覚障がい者（弱視者）や高齢者等が階段を昇降する際、段を容易に識別できるようにするための規定である。

チェックリスト④（政令第 12 条第 1 項第 4 号）

○つまずきやスリップによる転落を防止するため、次のものを禁止し、つまずきにくい形態とすることを求めている。

- ・段鼻が突き出している形状の段
- ・蹴込み板のない階段

チェックリスト⑤（政令第 12 条第 1 項第 5 号・条例第 15 条）

○視覚障がい者に対する注意喚起のため、階段の踊場に「点状ブロック等」を敷設しなければならない。廊下等の項目と同様に、階段の全幅（端部から 15cm 以内を除く）、かつ、段差のある部分（上下端とも）の手前 30cm 程度に「点状ブロック等」を敷設することとする。
○また、この規定は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障がい者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、老人ホーム、共同住宅等については適用されない。（点状ブロック等の敷設に関する規定の適用については、P 103 を参照）

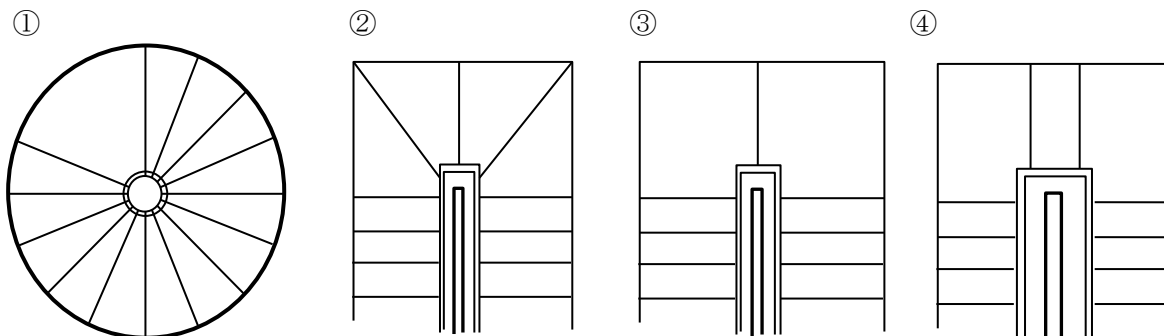
○なお、政令第12条第1項第5号ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合及び条例第15条ただし書き中「視覚障害者の利用上支障がないものとして規則で定める場合」は、次のとおり。(平成18年12月15日付国土交通省告示第1497号第2(参考資料P91)・条例施行規則第4条(参考資料P110))

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ・段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

チェックリスト⑥ (政令第12条第1項第6号)

- 「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。
(主たる階段に該当しないものの例：結婚式場の演出用階段)
- また、「回り階段」とは、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことであり、視覚障がい者等が方向感覚を失ったり、踏面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外すなど、昇降動作と回転動作が同時に発生する危険が生じやすいことから、「主たる階段」を「回り階段」としてはならない。
- なお、「主たる階段以外の階段」であっても回り階段とすることは望ましくない。

(回り階段の例)



参考

[法逐条解説] 政令第12条：P40～P41

[建築設計標準] 2.5 階段：P2-88～P2-93